

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

警 務 第 1 3 3 号
(総推、生企、刑企、交企、備一)
令 和 6 年 7 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察活動におけるサングラスの着用について

警察活動におけるサングラスの着用については、「警察活動におけるサングラスの着用について」(令和6年6月14日付け警務第93号。以下「旧通達」という。)により、サングラスを着用する場合の基準を示し、活用を推奨しているところであるが、今般、警察庁が、警護活動の効果的な実施のために必要がある場合の警護員のサングラスの着用については、警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)第6条の規定と矛盾しないと整理したことを受け、警衛警護に従事する場合におけるサングラスの着用を可能としたので、適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 着用要件

(1)~(3)の要件を全て充足する場合には、警察活動においてサングラスを着用することができる。

(1) 着用の目的

ア又はイの目的に該当すること。

ア 健康被害軽減

紫外線を遮ることにより、目の健康被害の軽減を図ること。

イ 交通事故防止

直射日光や太陽光の乱反射等を遮ることにより視界を確保し、交通事故防止を図ること。

(2) 着用場面

可照時間帯において、ア～ウいずれかの活動に従事すること。

ア 車両等乗車時

- 警察車両を運転する場合又は同乗する場合
- 警察用船舶を操縦する場合又は同乗する場合
- 警察用航空機を操縦する場合又は同乗する場合

イ 街頭活動時

以下の街頭活動に従事する場合

- 市民応接を伴わない以下の街頭活動
 - ・ 屋外における全ての捜査活動（交通事故捜査を含む。）
 - ・ 交通取締りの現認や停止
 - ・ 警察用ドローンの操縦及び補助
- 市民応接を伴う可能性がある以下の街頭活動
 - ・ 警ら
 - ・ 捜索活動（山岳遭難等の行方不明者の捜索）
 - ・ 雑踏警備
 - ・ 交通整理
 - ・ 警衛警護に従事する場合（警察本部主管課が個別に指示する場合に限る。）

ウ 街頭活動に従事するための移動時

巡回連絡等の市民応接を伴う街頭活動に従事する場合に、当該受持ち区域まで徒歩で移動する場合

(3) サングラスの仕様

ア及びイの要件を充足すること。

ア 華美なデザインではなく、レンズ及びフレームの色は黒系、茶系など落ち着いた色調であること。

イ 運転用又は道路での使用を目的とする視感透過率が8%を超えるレンズであること（日本産業規格（JIS規格）に適合したもの）。ただし、購入から時間が経過し、JIS規格への適合性が不確実である場合などは、サングラスをした状態で信号機の色の違いを明確に識別できること。

2 着用可否の判断

サングラスの着用を希望する警察職員（以下「警察職員」という。）は、本部門内各所属にあっては警部級以上の直属の上司に対して、警察署にあっては警察職員が所属する課の課長又は警部補級以上の直属の上司（以下、「直属の上司」という。）に対して、着用を求めるサングラスを持参し、口頭で申し出る

こと。申出を受けた職員は、着用要件を満たすものであるか確認し、サングラスの着用を認めること。

なお、サングラス着用に係る申出は、初めて着用する場合にのみ要するものとするが、直属の上司は、随時、着用要件を充足しているか確認すること。ただし、警察職員は、着用を認められたサングラス以外のサングラスを着用する場合及び人事異動により直属の上司に変更が生じた場合には、再度、直属の上司にサングラスの着用について申し出るものとする。

3 留意事項

- (1) 警察職員は、「青森県警察職員服務規程」（昭和37年9月11日本部訓令甲第11号）を遵守し、端正かつ品位ある警察職員としてふさわしいと認められるものを着用すること。
- (2) 警察職員のサングラスの着用については、市民応接を伴わない活動及び市民応接が限定的である活動に従事する場合に認めるものであるところ、当該活動において市民と接する場面が生じた場合には、サングラスを外して対応するなど適切な市民応接に努めること。
- (3) 屋外における捜査活動時におけるサングラスの着用にあたっては、従事する業務内容によっては不謹慎であると捉えられる場合もあることから、社会通念上、着用が不適當な場合には着用を慎むこと。
- (4) 紫外線予防効果のあるクリアレンズサングラスについては、本通達に規定するサングラスに該当しないものとするが、紫外線の量によってレンズの色の濃度が変化する調光レンズを使用したものについてはサングラスとして取り扱うものとする。
- (5) 交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員が交通指導取締り等に従事する場合に着用が認められている防じん眼鏡については、これまでどおり「青森県警察官の服制に関する規程」（昭和47年3月10日本部訓令第7号）によるものとするが、サングラスの着用については本通達の定めるところによる。
- (6) 各所属長にあつては、所属職員が市民からサングラスの着用について説明を求められた際に十分な説明ができるように、着用目的等について理解させること。

本件担当：警務課企画係